

大志を育む



平成30年7月10日
(教職員向け)
教育委員会だより
No. 23

発行：北広島市教育委員会

北広島市立学校における「合理的配慮」と「基礎的環境整備」

指導主事 館岡道宏

保護者との教育相談は、子どもに応じた適切な教育・支援のための方向性を話し合うことが目的です。その場合、子どもの可能性を最大限に引き出すための教育的対応や家庭での支援について、地域や学校における基礎的環境整備の状況や提供可能な合理的配慮の内容を踏まえ、保護者との合意形成を図っていくことが求められます。

つまり、教育相談においては、障がいの有無や原因を明らかにするのではなく、保護者の感じている悩みや不安を受け止めたり和らげたりする姿勢が大切になります。

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

合理的配慮とは、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける際に個別に必要とされるものです。ただし、過重な負担を課す場合、検討する視点をもつ必要があります。

【過重な負担を検討する視点とは?】

学校の教育活動への影響	○合理的配慮を講ずることによって学校における諸活動の目的・内容・機能が損なわれないか。
実現可能性の程度	○合理的配慮により、物理的・技術的制約、人的体制上の制約等がないか。
費用・負担の程度	○合理的配慮により、必要な費用は教育活動の実施に影響を及ぼさないか。

(2) 基礎的環境整備 ～合理的配慮の基礎となるもの～

① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
② 専門性のある指導体制の確保
③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
④ 教材の確保
⑤ 施設・設備の整備
⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置
⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
⑧ 交流・共同学習の推進

合理的配慮は基礎的環境整備をもとに個別の状況に応じて提供されるものであり、各学校の基礎的環境整備の状況により提供される合理的配慮も異なる。

(3) 児童生徒への合理的配慮の例 (障がい種別)

知的障がい	生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにする
自閉症スペクトラム	実際の体験の機会を多くしたり、学習活動の順序をわかりやすくしたりする
肢体不自由	車椅子使用の子どもが教育活動に参加できるよう、様々な配慮をする
視覚障がい	ICT機器の読み上げソフト等を活用し、情報の保障を図る
聴覚障がい	座席の位置等聞こえにくさに応じた環境の提供に努める

※詳細については平成29年3月発行の「北広島市立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」をご覧ください。

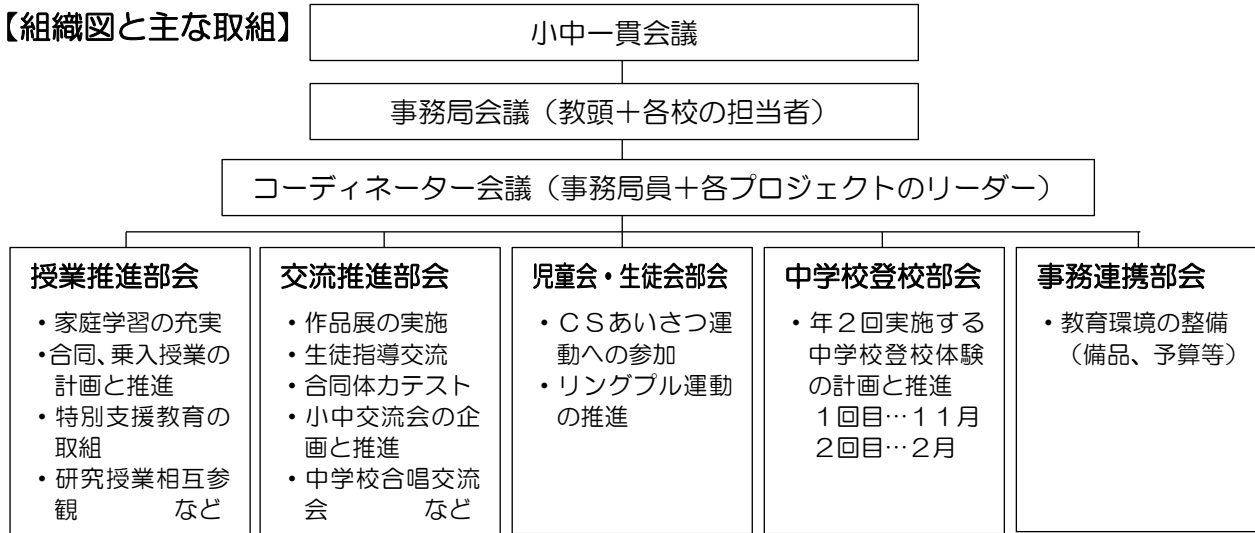


平成30年度 小中一貫教育 西部中学校区の取組



本校区では、取組が始まってから6年目となる西部CS（コミュニティ・スクール）の枠組みの中で、小中の校舎が隣接しているメリットを生かし、小中学校間でよりよく接続して子どもたちを育てようと、今年度は次のような取組を計画しています。

【組織図と主な取組】



【隣接する立地条件の良さを生かした主な取組の紹介】



小5・中2合同体力テスト

小学生は、中学校の先生による専門的な指導を受けたり、中学生にアドバイスをもらったりします。中学生は、小学生に優しく声をかけたり、励ましたり、精一杯チャレンジする姿を見せてくれたりしています。

記録の向上はもちろんですが、互いの交流を深められるよい機会となっています。

小6 中学校登校体験

中学校生活に対する不安を軽減し、慣れさせていくことを目的に行います。

今年度の11月に行う1回目は、中学校で小学校担任が授業を行います。2回目は、2月に計画しています中学校の先生による体験授業と中学校生活説明会を行う予定です。

6年生は、今から登校体験を楽しみにしているようです。

紙面の関係で、主な取組のみ紹介しました。小中一貫の取組をとおして、子どもたちから次のような感想が聞かれます。

・「中学校の雰囲気がよくわかった！早く進学したい！」、「親切だった中学生のようになりたい」

今後より充実した活動としていけるよう、小中の連携を強固なものにしていきます。

